

特集

被害者支援センターの財政基盤の
確立について—中間報告—

元同志社大学教授、全国被害者支援ネットワーク監事、
京都犯罪被害者支援センター副理事長 川本哲郎氏

はじめに

被害者学を含む刑事法の研究に加えて、被害者支援の活動に関わることになったのは、恩師の大谷實同志社大学名誉教授が1998年に京都犯罪被害者支援センター(KVSC)を設立されたときです。その後、2005年から理事に就任し、2009年には運営委員の一員となり、センターの運営にも関与しました。さらに、2014年からは、全国被害者支援ネットワークの監事となり、会計の監査に携わることになりました。そこで、憂慮したのは、KVSCやネットワークの財政基盤の脆弱さでした。

京都では、2022年に京都府が漸く特化条例の制定に動き出しました。それを契機に、全国の状況を熟知しておられる平井紀夫副理事長(全国被害者支援ネットワーク前理事長・現特別顧問)の提言もあり、KVSCでは、組織機構の改革などに着手しました。それを担当する業務執行理事として、筆者の大きな課題のひとつは、財政基盤の強化でした。

そこで、それに取り組むにあたって、まず、全国の状況を、各センターのホームページや全国被害者支援ネットワークの資料によって把握することとしました。そうすると、各センター間に大きな格差があることが判明し、そして、それは、地方公共団体の規模によるものだけではなく、各センターの設立の経緯や、その後の活動の差異によるものであるように思われました。そうすると、各センターの特色を生かして、KVSCにも、財政基盤を強化する余地が存在するということになるのではないかと考えたわけです。

上記の情報を調べて検討してみると、さまざまな興味深いことが分かりました。したがって、以下では、この半年間にわたって筆者が取り組んできた改革の一端を紹介し、全国のセンターの参考に供することといたします。

前置きが長くなって恐縮ですが、最初に、各センターからの今後のご協力をお願いしておきたいと思えます。というのは、全国の状況を正確に把握するためには、すべてのセンターの協力が必要だと思うからです。まず、調査の過程で、各センターの公開する情報の基準が一致していないことが障害となりました。たとえば、賛助会員について、法人・団体のみを掲載しているところもあれば、掲載の媒体もホームページではなく、会報を使

●執筆プロフィール

中央大学法学部を卒業後、同志社大学大学院法学研究科修了。2012年より同志社大学法学部教授。2020年定年退職。法学博士(同志社大学)。京都犯罪被害者支援センター副理事長、全国被害者支援ネットワーク監事。

用している例も散見されます。また、決算・予算についても、センターによって形式が異なっています。本稿が推奨するような、各センターが相互に情報を参照し、それぞれの長所を取り入れて、財政基盤を強化していくためには、このような難点を克服していく必要があると思えます。筆者も、この間に、不明な点については、各センターに電話やメールで問い合わせ、調査のご協力をお願いしてきました。その数は、全センターの半数近くに及びます。ご協力に感謝すると共に、今後さらに分析を進め、各センターの財政基盤の強化に役立てるためには、全国被害者支援ネットワークを中心にして情報の整備を進めていく必要があります。これからの皆さまのご協力を願います。そして、この調査の現状を踏まえて、本稿の副題を「中間報告」といたしました。

収支の概観

1. 総収入

全国被害者支援ネットワークの調査を見ると、1位の東京都は、1億円を超えており、4千万円を超えているところも10余り存在するのですが、他方で、2千万円に届かないところも二桁に達しています。そして、総収入の上位を見ると、必ずしも、都道府県の人口の多寡と一致していないことが分かります。つまり、都道府県人口の上位10のうち、センターの総収入上位10に入っているのは半分の5に止まっています。したがって、人口の少ない地域でも、工夫を凝らすことによって、そこそこの収益を上げることができるとことが示されているわけですから、努力してみる価値は十分にあると思えます。

2. 賃料

センターが置かれている施設の年間の賃料についても、190万円以上が10余り、110万円から160万円と10万円台が約10、そして、5万円以下が2となっているのですが、ゼロというところが16も存在し

ます。これについても、都道府県の人口や、センターの総収入に比例しているわけではありません。賃料の高いものでは、数百万円のところもあるので、ゼロの県とは大きな隔たりがあります。とくに、賃料が総収入の割前後を占めているセンターでは、交渉次第でゼロになる可能性があるなら追求すべきだと思います。

資金調達

1. 会費

会費の収入は、1000万円前後のところもあれば、200万円を切ることも散見されるという状況です。会員数についても、300を超えるところが10近くあれば、100以下のところも10以上存在します。さらに、人口1万人当りの会員数を見ると、秋田、岩手、宮城の東北3県が上位を占め、山梨、愛媛、熊本、富山、三重と続きますので、人口の多い県の会員数が多いわけではありません。また、人口比で見て、会員数の少ないのは、人口の多いところが目立ちますが、そうでないところもありますから、それぞれのセンターの、これまでの活動を反映していると考えられます。そうすると、会員を増加させる可能性は高いと思われるので、我々の叡智を結集して、工夫を凝らすべきでしょう。

会員の構成についても大きな違いが認められます。たとえば、警察関係について見ると、多くの警察署や警察友の会が会員となっているところもあるのですが、

他方では、一桁にとどまっているところも見られます。医師会についても、都道府県の医師会は、ほとんどが会員となっていますが、市区町村の医師会が会員となっているところは少数であり、しかも、地域によって会員数は大きく異なります。たとえば、京都では、京都府の医師会以外の会員は1しかないのですが、埼玉では二桁に達しており、全国で見ると、都道府県以外の医師会が会員となっている例は数十に達しています。被害者支援に当たって連携を図る機関として、医療関連のものが大きな役割を果たすことは広く知られていることから、その意味でも、地域の医師会など医療関連団体・機関に働き掛けていくことには意義が認められると思います。さらに、これと同様の状況は交通安全協会や防犯協会、更生保護女性会、社会福祉協議会などにも見られるので、会員を拡大していく努力が必要だと思います。京都府は、特化条例を制定するに当たって、安全・安心まちづくり条例とも連動することを考えています。つまり、犯罪予防と犯罪者更生、被害者支援を一体として考えようということです。被害者支援団体が、犯罪予防や犯罪者の更生に、今後どのように関わっていくかは、難しいところのある問題ではありますが、避けては通れないものであることも事実です。それを踏まえて、これらの団体に犯罪被害者支援センターの賛助会員についての話をする意義は大きいと考えています。ちなみに、京都府では、府の特化条例制定を機に、警察友の会の参加をお願いするために、KVSCのスタッフが、来年度の総会に出席することとなっています。警察には被害者支援室が設置されており、大きな役割を果たしているのですが、警察全体の活動として見ると、被害者支援に関わっている警察官は少数にとどまっています。しかし、潜在的な関心は高いと思われるので、真摯に訴えれば協力を得られると期待しています。さらに、商工会議所や、歯科医師会、看護協会、警備業協会、損害保険会社、自動車教習所などについては、複数の都道府県において会員となっている例がありますから、呼びかける価値があると思います。その際には、「社会全体で支える」ことの意義と、当該団体の果たす役割の重要性について理解してもらうことが大切です。そして、この問題についても、全国の各センターに成功例の情報提供を依頼し、それを活用することが肝要でしょう。

長年にわたって大学で教鞭を執っていた者として、大学などの教育機関にも触れておきます。正確な統計はとっていないのですが、全国のほとんどのセンターにおいて、教育機関が会員になっています。その数が二桁に達するところもあります。「社会全体の支援」として、ぜひ協力をお願いしたいところですが、教育機関については、その際に、大学の社会貢献や、教育の問題も取り上げてもらいたいと思います。小中高

全国被害者支援ネットワーク加盟団体の正会員・賛助会員状況

2022/08集計
2022/04時点

全体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	4,125	54	54	0
	団体	9,125	17	16	-1
賛助会員	個人	2,520	735	743	8
	団体	11,417	241	223	-18

A団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	6,800	81	63	-17
	団体	10,000	12	11	-1
賛助会員	個人	5,800	2,242	2,475	233
	団体	22,000	488	465	-23

B団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	5,200	77	76	-1
	団体	4,800	0	0	0
賛助会員	個人	2,200	103	115	12
	団体	11,000	225	154	-71

C団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	3,333	86	86	0
	団体	8,333	23	18	-5
賛助会員	個人	2,333	680	816	136
	団体	8,833	263	210	-53

D団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	3,810	47	45	-2
	団体	8,571	17	16	0
賛助会員	個人	2,285	771	695	-76
	団体	10,714	238	230	-7

E団体(平均)		年会費	2021年度 期首会員数	2022年度 期首会員数	増減
正会員	個人	3,546	28	28	1
	団体	12,273	21	19	-3
賛助会員	個人	1,727	299	303	4
	団体	9,545	131	123	-9

(注1) 数値はすべて平均値。

(注2) 団体区分は、R2年度国勢調査による

校では、教育の内容として、「いのちの教育」や「被害者の人権」などが重要です。大学では、とくに法学部において、犯罪学や刑事政策の科目の内容として被害者学があり、その中で、被害者支援について教えるという使命があります。さらに、法科大学院では、将来の法曹の備えるべき知識を身につけてもらうために、被害者支援についての教育が必要不可欠です。全国被害者支援ネットワークも、法科大学院に被害者支援に関する講座を提供しているところです。さらに、大学生には、ボランティアとして協力してもらうという道もあります。これは、財政基盤に直接関わるものではありませんが、将来の社会人として、大学在学中に被害者支援に取り組むことは貴重な財産になるはずで、実際に、岡山県をはじめとして、全国で5以上の県において、大学生がボランティア活動を行っており、鹿児島県や山梨県では、犯罪被害者支援大学生ボランティア制度運営要綱が定められています。今後の支援活動の広がりを考えると、若い人たちに参加してもらうことは極めて重要なことであり、それがひいてはセンターの財政基盤の強化にもつながると思われるので、あえて紹介した次第です。

2. 地方公共団体の補助金

補助金についても、かなりの地域差が見られます。ただし、都道府県や県庁所在市による事業が委託されている場合もあれば、市町村が賛助会員になっている場合や、分担金を負担している場合も存在します。どのような仕組みがよいかについては、地域の事情もあるので、一概には言えないのですが、ここでも、各地の情報を共有して、現在よりも、連携・協力を密にして、補助金の増加を目指すべきだと思います。「社会全体で犯罪被害者を支える」ために、地方公共団体が果たす役割が重要であることに疑いはないので、連携を強化する意義を訴えるように努めるべきでしょう。被害者学の世界でも、都道府県の特化条

例の制定が進んでいることに鑑み、「地方公共団体における被害者支援」に関心が寄せられています。実際に、京都府の特化条例では、府と府警、被害者支援センターの三者を核として、犯罪発生地の市町村が加わり、支援調整会議が設置されることになっています。また、京都アニメーション放火殺人事件のように、被害者が多数に上り、被害者等の居住する地域も多数にまたがっている場合には、これらの連携・協力がさらに重要になるのは言うまでもありません。連携を強化する意義が理解されれば、補助金についても、相応の協力を得ることが期待できるのではないのでしょうか。

3. ホンデリングと寄付型自動販売機設置

全国的に見て、この二つが資金獲得の手段として、もっとも活用されているとよいでしょう。ただし、ホンデリングについては、少数ながら、取り組んでいないセンターも散見されることと、実施しているところでも、獲得した金額には大きな地域差が見られることが問題です。京都の例を見ると、京都市や京都府警では、部課、区役所、警察署などの単位で書籍を集めてもらえるところもあるので、それなりの金額が期待できます。まだ取り組みを始めていないところは、早く開始すべきでしょうし、金額の少ないところは、増加する手立てを考えるべきでしょう。

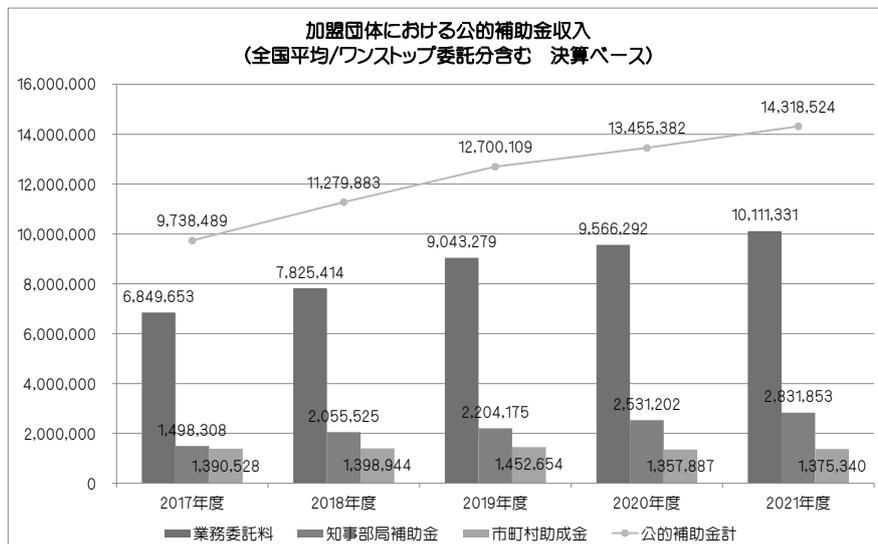
自動販売機については、多様な契約の方法があるようで、大規模に展開しているところでは、年間に1千万円以上の収益があります。

したがって、この二つについては、収益の多いセンターからの情報提供や助言を受けることによって、改善を図ることが十分に期待できます。そして、今後は、いかに継続的に管理するかが課題になると考えられます。

4. 寄付

寄付には、単発のものと継続的なものが存在します。また、自動販売機設置企業・団体から売上金の一部を寄付してもらう場合も、財務上は寄付という取扱いとなります。

寄付という形での支援は有り難いことですが、安定的なものではないので、これに大きく依存することができないのが難点です。寄付を、できるだけ安定したものに近づけていく努力が必要でしょう。なお、賛助会員を募るときに、継続性が敬遠されて、寄付ならば可能という企業・団体も存在しますので、センターとしては、さまざまな選択肢を提示することも心がけなければなりません。



5. その他の方法

上記のもの以外にも、全国被害者支援ネットワークと筆者の調査によれば、ほとんどのセンターが行っている募金活動・募金箱設置をはじめとして、多様なものが存在します。それを見ていきますと、第1にワンクリック募金があります。これは、バナー広告と言われるもので、ホームページに企業や団体の名前を記したバナーを掲示し、それをクリックすれば、それに応じた寄付金を広告主が納めるという形式です。全国で約10センターが採用し、1回のクリックで10円の寄付となり、1ヵ月の上限を3000円と定めているところが多いようです。広告の形をとっていますので、会費や寄付とは異なるメリットが認められるところから、こちらを希望する企業や団体も見られます。ただ、ホームページを見ると、協賛するところは、多いセンターでも10前後にとどまっていますから、今後は、協賛企業・団体をどのようにして増加させていくのが課題となっています。次に、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」に参加しているところも6箇所あります。地域ごとに契約するのではなく、店ごとの契約なので、労力のかかるのが難点ですが、それなりの効果は期待できます。さらに、赤い羽根募金やオリジナル商品販売、遺贈という方法に加えて、数カ所のセンターは、「金券 de 支援プロジェクト」に取り組んでいます。これは、葉書・切手・クオカード・図書カードなどの金券を寄付してもらうもので、数十万円の収益を上げているところも見られます。他にも、毎月自動引落で定額(千円、三千円、五千円、一万円)の支援を受ける「マンスリーサポート」制度を採用しているところもあります。

ここに挙げたものは、募金を除いて、それほど大きな効果は認められないようですが、①多様な選択肢を開発すること、②広報にも役立つことという点を考えると、これらをさらに発展させていくことが大切だと思います。たとえば、岩手県のセンターでは、募金について、1回100円から回数と金額を選んで、クレジットカードで行う募金を実施しており、ソフトバンクユーザーは携帯電話料金と合わせて支払うことができるという方式を採用しています。このように、募金の方法に工夫を加えることや、新しい資金調達方法を考案することは今後の重要な課題になると思われます。

賛助会員の依頼活動の問題点—体験記

2022年の秋に、賛助会員増加のために、20以上の企業・団体を訪問しました。今回は、事前の連絡を差し上げない、いわゆる「飛び込み」で行いました。訪問先は、他のセンターにおいて、賛助会員になっているところを調べたうえで、有望と思われるものを選定しました。訪問の際は、「京都府の条例が制定されることを契機とし

て、賛助会員の増加を図りたい」ということを申し上げた後に、「他の都道府県において、同種の団体・機関が入会されていること」から、お願いに上がったという趣旨を伝えて、犯罪被害者支援の重要性を説く、という形式を採用しました。ほとんど関心を示されない方もありましたが、大抵の企業・団体には、概ね丁寧に対応してもらいました。中には、依頼の方法をご教示いただいたり、同種の機関を紹介していただくという幸運に恵まれたこともありました。すぐに承諾されたのは、KVS Cの理事の紹介によるもので、残りは少し時間がかかると思われますが、「社会全体で犯罪被害者を支える」ということを考えれば、すぐに結果が出ないとしても、広報活動の一環と考えて努力を継続していく所存です。幸いなことに、京都府の特化条例が2023年4月に施行されることになっていますので、その時点でさらに呼びかけを行う予定です。また、3月には、京都府共同募金会の助成を受けて、KVS Cの主催で、京都府北部の福知山市において、「京都府犯罪被害者等支援条例への期待」と題する講演会を開きますので、そこでも、社会全体の支援をお願いすることとしています。京都府は南北に広がっており、センターが設置されている京都市は京都府南部に位置するため、京都府北部の住民にとっては、センターを訪問するのに時間を要することから、2016年に、京都府北部地域の支援の拠点として「ほくぶ相談室」を設置し、北部の市町と連携を図ってきました。それを生かして、財政基盤の強化にもつなげていきたいと思えます。なお、これもコネクションのあるものでしたが、賛助会員をお願いしたところ、寄付金なら可能ということで、協力をいただいた企業もありました。

京都の反省と各センターへのお願い

筆者の属する京都犯罪被害者支援センターの状況を見てみると、事務局のこれまでの奮闘努力の甲斐あって、さまざまな項目について、全国の中で下位に属するということはありません。しかし、上位に属するものも少ないというのが現状です。したがって、悪い点が目立つということは全くないのですが、非常に優れているということもないわけですから、まだまだ改善の余地があると捉えています。全国のセンターの財政状況を見ると、「これで十分」というところは皆無だと思つので、是非、自分のセンターの財政基盤について、改善を図っていただいて、さらなる基盤の強化を目指されることを期待します。そして、それは十分に可能なことだと思いますが、そのためには、上に述べたように、全センターが一層の努力を重ねて、それに基づく有用な情報を共有することによって、財政状況の改善を図るのが重要です。したがって、各センターのご協力を切にお願いする次第です。そして、各センターの財政基盤が強化されることによって、被害者支援の質が向上し、被害者の力になれることが増えていくのを願っています。